

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)~10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
千葉市	幕張新都心から挑戦する未来都市実証特区 ~多世代・多文化が共生する国際都市~	幕張新都心 (千葉県千葉市美浜区)	<p>◆先端技術を活用したドローンによる宅配サービス・セキュリティ</p> <p>・幕張新都心に近接する東京湾臨海部の物流倉庫から無人飛行機(ドローン)により、海上(約10km)や花見川(1級河川)の上空を飛行し、新都心内の集積所まで運び、住宅地区内のマンション各戸への宅配を行うことで、都心部における10kmもの飛行距離の実証実験が可能となる。</p> <p>・地区内の店舗から無人飛行機(ドローン)により、高層マンション各戸へ薬品等の生活必需品の宅配を行う。</p> <p>・不審者、侵入者に対するセキュリティサービスを行う。</p> <p>・ICTを活用し、遠隔での薬剤師による服薬指導を行い、地区内の薬局から無人飛行機(ドローン)による要指導医薬品(薬剤師の指導が必要な医薬品)の配達を行う。</p>	<p>首都圏の都市部に位置する本市幕張新都心において、ドローンや自動走行などの先端技術を集約して実用化に向けた実証実験に取り組み、新たな知識や技術を蓄積することで、日本の産業競争力の強化に大きく貢献するとともに、世界に向けて日本の先端技術を活用した未来都市をアピールすることができる。</p> <p>特に、幕張新都心は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの一部競技の開催地となっていることや、グローバルMICE強化都市にも選定されており、今後、さらに外国からの来街者が増えることから、アピールの効果は極めて高く、その結果、オリンピックレガシーの創出や国際競争力の強化にも貢献する。</p> <p>さらに、これら近未来技術を活用した取り組みにより、外国人をはじめ、高齢者、障害者などすべての人がストレスフリーな生活の実現に必要なサービスを受用できるユニバーサル未来社会の実現を目指す。</p>	<p>・進入表面等の上空や、地表・水面から150m以上の空域での飛行ができない。</p> <p>・人口密集地区(DID地区)上空の飛行ができない。</p> <p>・目視による常時監視が必要である。</p>	<p>・改正航空法第132条</p> <p>・改正航空法第132条の2</p>	<p>改正航空法第132条の「ただし書き」規定に基づく大臣許可の対象とする。又は、地元住民の合意や安全対策の確保を条件に、人口集中地区からの除外対象として大臣告示の区域とする。</p> <p>改正航空法第132条の2の「ただし書き」規定に基づく大臣承認の対象とする。ただし、承認期間については一定期間(概ね5年間)に緩和する。</p>
			<p>◆先端技術を活用したモビリティの導入</p> <p>幕張新都心内の公道(車道・歩道)を利用して、ロボットタクシーの無人運行や、パーソナルモビリティのシェアリングサービスの実証実験を行う。</p>		<p>Wi-Fi(免許不要)周波数帯での飛行しかできないため、送受信の距離の限界や一般家庭の電波干渉などが生じる。</p>	<p>・電波法第26条</p>	<p>業務用の無人飛行機(ドローン)専用の周波数帯域を割り振る。</p>
			<p>◆既存マンションを活用した民泊</p> <p>幕張新都心内の住宅地区において、外国人等の観光やビジネス客を対象に、マンションの一部を宿泊施設として利用する。</p>		<p>・対面以外での服薬指導等はできない。</p> <p>・要指導医薬品は、店舗による販売又は授与以外ではできない。</p>	<p>・医薬品医療機器等法第36条の6</p> <p>・医薬品医療機器等法第37条</p>	<p>・対面以外での遠隔服薬指導の方法を可能とする。</p> <p>・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。</p>
			<p>◆コンベンション機能を活用した魅力的な道路空間の創出</p> <p>「幕張メッセ」で開催される2020年東京オリンピックをはじめ各種国際会議やイベント等と連携し、駅前広場やメッセ周辺の道路空間に、国際会議やイベント等の関係者の利便性向上を図る多言語看板、ベンチ、オープンカフェなどを設置する。</p>		<p>・公道における車両の運転は、必ず運転者が装置を確実に操作しなければならない。</p> <p>・外国人が日本で車を運転するためには、下記いずれかが必要</p> <p>①道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)に基づく国際免許証</p> <p>②自動車等の運転に関する外国の免許証(日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している6か国1地域のみ)</p> <p>・歩行補助車から離れる場合は、原動機を停止しなければならない。歩行補助車は、時速6kmを超える速度を出すことができない。</p>	<p>・道路交通法第70条</p> <p>・道路交通法第107条の2</p> <p>・道路交通法施行規則第1条</p>	<p>・(自動運転技術レベル3.5?)</p> <p>「国際免許証」を保有していない訪日外国人であっても、自国の免許証を保有していれば乗車・運行を可能とする(緊急時の対応として一定の講習を受講することを条件)</p> <p>・(自動運転技術レベル4)</p> <p>無人自動走行を可能とする。</p> <p>・無人での原動機利用を可能とする。</p> <p>・速度を時速10kmまで緩和する。</p>
			<p>◆既存マンションを活用した民泊</p> <p>幕張新都心内の住宅地区において、外国人等の観光やビジネス客を対象に、マンションの一部を宿泊施設として利用する。</p>	<p>宿泊料を受けて人を宿泊させる営業は旅館業とされており、都道府県知事(保健所設置市長)の許可が必要である。</p>	<p>旅館業法第3条</p>	<p>国家戦略特別区域法による旅館業法の特例の適用(区域認定)が必要である。</p>	
			<p>◆コンベンション機能を活用した魅力的な道路空間の創出</p> <p>「幕張メッセ」で開催される2020年東京オリンピックをはじめ各種国際会議やイベント等と連携し、駅前広場やメッセ周辺の道路空間に、国際会議やイベント等の関係者の利便性向上を図る多言語看板、ベンチ、オープンカフェなどを設置する。</p>	<p>・多言語看板、ベンチ、オープンカフェなどの道路占用にあたっては、道路管理者の許可が必要であり、また、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合のみ許可となる。</p> <p>・道路の使用にあたっては、所轄警察署長の許可が必要である。</p>	<p>・道路法第32条</p> <p>・道路法第33条</p> <p>・道路交通法第77条</p>	<p>国家戦略特別区域法による国家戦略道路占用事業の認定(区域認定)が必要である。</p>	